

日中一時支援事業

利用のガイドライン



令和3年10月



帯広市 市民福祉部 福祉支援室 障害福祉課
こども福祉室 子育て支援課

はじめに

日中一時支援事業は、平成24年に改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の地域生活支援事業に位置づけています。障害者総合支援法により、障害のある方の社会参加の機会の確保及び地域社会での生活が営めるよう共生・社会的障壁の除去に資するよう総合的・計画的に行われることとなりました。

帯広市では、この日中一時支援事業は、障害のある方が地域で生活するために、帯広市の実情に即した日中活動や日常的な訓練等の場所の提供を行う上で、重要な事業であると考え、これまで事業内容の充実や制度の周知に努めてきたところです。

障害福祉サービス等における障害者（児）の重症化・高齢化を踏まえた地域生活支援事業の見直しにより、サービスを利用する方、サービスを提供する事業者や相談支援専門員の方から、日中一時支援の事業内容や、事業利用中の福祉サービスの利用など、多くのご質問等が寄せられておりました。そこで、疑問点やご意見・ご指摘を集約し、わかりやすい形にガイドラインを見直しました。

このガイドラインを、日中一時支援事業を提供される事業者の方や現場で実際にサービスを提供される方、また相談支援専門員の方に広く活用いただき、円滑な事業運営にご協力頂くことをお願いいたします。



目次

1. 日中一時支援事業の目的・内容	3P
2. 日中一時支援事業の対象者	3P
3. 実施方法	4P
1) I型	
2) II型	
3) 低所得者の食事提供体制加算	
4) 入浴加算	
5) 送迎加算	
4. 事業の範囲	5P
5. 日中一時支援事業における支給量の基準	5P
6. 日中一時支援事業に関するQ&A	6P
7. 日常生活訓練～個別訓練計画（参考様式）	11P
8. 日中一時支援事業費用額単価表等	14P

1. 日中一時支援事業の目的・内容

日中一時支援事業は、障害者（児）を一時的に預かることにより、障害者（児）に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに、障害者（児）の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることにより、障害者等の福祉の推進を図ることを目的とします。

事業の内容は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等を活用して、障害者（児）に活動の場を提供し、見守り、日常生活訓練（機能訓練、社会適応訓練）などを行います。



2. 日中一時支援事業の対象者

事業の対象者は、帯広市に居住（居住地特例対象者を除く）し、次の状態にある方で、本事業の利用が必要と認められた方です。

障害種別	対象要件	備考
身体障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身体障害者手帳の交付を受けている方 	障害福祉サービス（同行援護、行動援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、放課後等デイサービス等障害者総合支援法第28条、児童福祉法第21条の5の2に規定される事業を利用している時間については、利用することはできません。（詳細については、Q&Aを参照ください。） （※1）発達障害等、医師の診断書による、国際疾病分類ICD-10コードにより、精神障害者であることが確認できる場合。
知的障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 療育手帳を所持している方 ■ 児童相談所又は知的障害者更正相談所で知的障害者（児）との判定を受けた方 	
精神障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障害者保健福祉手帳を所持している、または同程度の状況にある方（※1） ■ 精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受給している方 ■ 自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している方 	
難病患者等	障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病に罹患されている方（児童を含む）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別支援学級または学校に在籍している児童 ■ 特別児童扶養手当の支給対象となっている児童 	

3. 実施方法

支給決定を受け受給者証の交付を受けた障害者（児）が、事業者と利用契約を結んだうえで、サービスを利用していただきます。

1) I型

見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う場合

日常生活訓練の内容については、下記に記載の【日常生活訓練の提供について】を参照ください。「日常生活訓練～個別訓練計画」の作成、説明、同意（署名）及び、契約締結が必要です。

2) II型

見守りのみの場合

障害者（児）を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りを行う場合ですので、「日常生活訓練～個別訓練計画」の作成は必要ありませんが、契約締結は必要です。

3) 低所得者の食事提供体制加算

食事の提供を行うこととなっている低所得者の利用者に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供を行った場合に、1日につき1回加算されます。

なお、食材料費は実費負担となります。

4) 入浴加算

事業所で入浴支援を受けた場合に加算されます。

5) 送迎加算

原則、居宅から事業所までの間を送迎した場合に加算されます。なお、送迎時間については日中一時支援事業の算定時間には含まれません。ただし、運転手以外に送迎中も保育士等支援者が同乗し支援する場合は算定が可能です。その場合も、日中一時支援事業所内のサービス提供者の基準を遵守する必要があります。

なお、居宅以外の場所を送迎の起点にできる場合があります。詳細は「6. 日中一時支援事業に関するQ&A」のQ7を参照してください。

【日常生活訓練の提供について】

サービス（訓練）が画一的なものにならないよう、個々に対するアセスメントをふまえた個別性のある「日常生活訓練～個別訓練計画」を整備し、その計画にもとづきサービス（訓練）を提供します。

■「日常生活訓練～個別訓練計画」は、①～③のとおり作成し、整備してください

- ① 本人や保護者の意向、障害の特性・内容等をとらえる
→ ニーズ・課題を把握し、アセスメントを実施してください。継続計画の場合は、前回の目標の達成状況や内容を評価し、再アセスメントの実施を行います。
- ② アセスメントを経たうえで向上目標をたて、訓練や支援の提供内容を定め、計画を作成する
→ サービス管理者を中心に、事業所内で内容が適切なものであるか検討しながら作成してください。また、目標は対象者が実現可能な内容を分かりやすく記載し、具体的な支援の内容は抽象的な表現を避け、実際に行う内容を具体的に記載してください。
- ③ 保護者の確認を受ける
→ サービス提供開始日より前に計画を作成し、保護者に（可能なかぎり本人にも）同意を得てください。

注意点

- ① 日常生活訓練の実施は、障害者（児）の能力向上が目的であり、継続的な実施（1年）が原則ですが、一時的なサービスの利用であっても、上記の「日常生活訓練～個別訓練計画」が整備されていて実際に訓練が実施されれば、Ⅰ型を算定することができます。
- ② 「日常生活訓練～個別訓練計画」を整備していても、短時間の利用等の事情により、訓練を実施できなかった場合には、Ⅱ型を算定することになります。
- ③ 「日常生活訓練～個別訓練計画」の参考様式は11ページをご参照ください。参考様式の使用については、必須ではありません。様式の内容が全て記載されているものであれば、別の様式を使用していただいても構いません。
- ④ 記載内容が不足している場合や、訓練の開始前に計画が整備されていない場合には、Ⅱ型を算定することになります。
- ⑤ 計画は年度ごとに見直しを行い、サービス提供開始日より前に作成し、保護者及び本人に説明し、同意（署名）を得てください。また、3ヶ月（4半期）ごとに評価し、保護者及び本人に説明のうえ、同意（署名）を得てください。
- ⑥ 「日常生活訓練～個別訓練計画」等関係書類については、帯広市が提出を求めることがあります。

4. 事業の範囲

下記に該当する場合に日中一時支援事業を利用することができます。

- ① 日常的に介護している家族が、就労等により日中不在となり、他に介護できる人がいない場合。
- ② 日常的に介護している家族が、病気やケガ、出産等により日中介護することができず、他に介護できる人がいない場合。
- ③ 日常的に介護している家族が、一時的な休息を得る必要がある場合。
- ④ 障害者（児）に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行う必要がある場合。

5. 日中一時支援事業における支給量の基準

〔支給基準：10日／月〕

基本的にこの範囲内で、本人の障害の状態や、介護者の状況、利用目的等を考慮し、帯広市が必要と認めた日数の支給決定を行います。（障害福祉サービスを利用している場合は、他のサービス時間との調整が必要となるため相談支援専門員が作成するサービス等利用計画への位置づけが必要となります。）

支給時間は6時間以上を1日とし、時間数に応じた割合の日数を算定します。詳細については「8. 日中一時支援事業費用額単価表等」を参照ください。なお、既に支給決定を受けている方で、実際の利用が支給量より少ない場合は、実態にあわせて支給の変更を行うことがあります。

なお、この基準は、平成19年中でもっとも利用の多い平成19年8月の利用実績の平均が8.2日であることから、平成20年に設定し、令和2年度も同程度であることから、支給量の基準としています。ただし、代替できるサービスがない等、基準日数を超える利用が必要な場合は、子育て支援課、障害福祉課にご相談ください。



6. 日中一時支援事業に関するQ & A

Q1 短期入所と日中一時支援の同日利用について

短期入所を利用した同一日に、日中一時支援を利用することはできますか。

A 原則、利用できません。短期入所は1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから同一日には利用できません。

ただし、日中一時を利用した後に突発的な理由により、同一日に短期入所を利用する場合は初日のみ利用できます。また、障害特性から日中の活動として日中一時支援事業の利用が必要な場合は、担当の相談支援専門員と相談の上で利用を検討してください。その場合は、短期入所・日中活動併用の場合の単価となります。

Q2 日中一時支援利用中の、通院介助の利用について

日中一時支援を利用中に、リハビリ通院などの定期的な通院がある場合は、障害福祉サービス介護給付の通院介助を利用して、病院へ行くことはできますか。

A 利用できません。通院介助は「居宅におけるサービス」であることから、居宅に始まり居宅で終わらなければならないからです。

なお、事業者の対応が可能であれば、病院を往復している時間を日中一時支援のサービス利用の一部として扱うことができます。

Q3 日中一時支援利用中の、移動支援の利用について

平日に日中一時支援を利用し、土曜日にCDやゲームの買物に行くときに、移動支援を利用しています。日中一時支援を利用中に移動支援で買物に行くことができますか。

A 日中一時支援事業を利用中に買物で移動支援を利用することはできません。また、日中一時支援利用中の散歩やプールへ行くなどの場合は、日中一時支援事業で対応することになりますので、移動支援の対象とはなりません。利用時間が重複していなく、日中一時支援が終了してから買い物等で移動支援事業を利用して帰宅する場合は利用できます。この場合、日中一時支援で送ってもらうことはできません。

Q4 日中一時支援利用中の、行動援護の利用について

平日に日中一時支援を利用し、土曜日に行動援護を利用し散歩のための外出をしています。集団で長時間行動することが苦手なため、日中一時支援を利用中に行動援護を利用し散歩等の外出の支援を受けることはできますか。

A 行動援護は、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者（児）であって常時介護を要するものにつき、当該障害者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者（児）が行動する際の必要な援助を行う、障害福祉サービスです。日中一時支援利用中の行動援護利用も可能ですが、以下の点に留意する必要があります。

○ 行動援護の支援は日中一時支援事業所ではなく、行動援護の事業所指定を受けている事業所の従事者資格のある職員が行う必要があります。（日中一時支援事業所と行動援護の事業所を兼務している場合は、行動援護事業所の職員として勤務している時間でサービスを提供することとなります。また、行動援護の記録等については日中一時支援事業所ではなく、行動援護事業所で保管する必要があることに留意してください。）

○ 行動援護は、強度行動障害に該当する方が対象となるサービスですので、1対1で支援することとなります。他の日中一時支援事業所の対象者を同時に支援することはできません。

○ 日中一時支援利用中に行動援護を利用する場合には、行動援護の個別支援計画及び支援計画シート、日中一時支援の「日常生活訓練～個別訓練計画」の両方に位置づけられている必

要があります。

- 行動援護については、総合支援法第28条に規定されているサービスですので、相談支援専門員が作成する、サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。必要時間や、利用する上での目的や方法については、担当の相談支援専門員ともご相談ください。
- 行動援護利用中の時間は日中一時支援事業の利用時間から除かれます。

Q5 日中一時支援利用日の、児童発達支援、放課後等デイサービス（以下、「障害児通所支援」）の利用について

土曜日に障害児通所支援を利用しています。終了後に日中一時支援を利用できますか。また、障害児通所支援が午後から開始の場合、午前中に日中一時支援を利用できますか。

- A 障害児通所支援は、児童を授業等の終了後等または学校等の休業日に施設へと通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な援助を行うサービスです。障害児通所支援の報酬は一日単位で算定されることから、原則同一日の日中一時支援の利用は認められません。ただし、真にやむを得ない事情がある場合は、認められることがあります。

家族の就労等、真にやむを得ない事情により、障害児通所支援事業終了後、または開始前に預かりが必要と認められる場合は、日中一時支援を利用することができます。また、例えば、休業日に障害児通所支援を午後から利用する場合、真にやむを得ない事情により午前中からの預かりが必要と認められる場合も、日中一時支援を利用することができます。

いずれの場合も、報酬については、「日常生活訓練～個別訓練計画」に基づき実際に訓練が実施されればⅠ型として、見守りとして利用する場合はⅡ型での算定となります。

なお、日中一時支援と障害児通所支援を同一日に利用する場合、以下の点に留意する必要があります。

- 日中一時支援事業所の契約以外に、障害児通所支援事業所との契約が必要です。
- それぞれの利用時間や支援者、支援の場所は明確にしておく必要があります。
- 障害児通所支援は、児童福祉法第21条の5の2に規定される事業であるため、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画（18歳以上も引き続き利用する場合はサービス等利用計画）またはセルフプランに位置づけられている必要があります。必要時間や利用する上での目的や方法については、担当の相談支援専門員または子育て支援課にご相談ください。

Q6 日中一時支援利用日の、生活介護、自立支援（生活訓練）、就労継続支援B型（以下、「日中活動系サービス」）の利用について

18歳以上の障害者で、平日の日中に生活介護事業所を利用しています。生活介護の終了後、家族の就労が終わり自宅での対応が可能となる時間まで日中一時支援事業を利用することはできますか。

- A 日中活動系サービスの報酬は一日単位で算定されることから、原則は同一日の日中一時支援事業の利用は想定されていません。ただし、生活介護の提供時間を終了した時間から保護者の就労が終了するまでなど、やむを得ない事情がある場合は、認められることがあります。必ず、担当の相談支援専門員または障害福祉課へ事前にご相談ください。（Q5のケースと考え方は基本的に重なります）

また、一般就労している方や就労継続支援A型（雇用契約を締結する形）の利用をしている方については、原則利用できません。ただし、やむを得ない事情がある場合については、利用前に必ず担当の相談支援専門員または障害福祉課へご相談ください。

Q7 日中一時支援事業を利用する際の送迎について

- (1) 移動支援事業を利用して日中一時支援事業所へ送迎することは可能ですか。
- (2) 平日の日中活動として10時00分～16時00分まで生活介護事業所で過ごし、16時15分～17時30分まで日中一時支援事業所で預かり、17時45分までに自宅へ送迎対応する方です(Q6のやむを得ない事情がある方の場合を想定)。下記①～③として対応可能ですか。
- ①16時00分に日中一時支援事業所が生活介護事業所へ利用者を送迎車で迎えに行く
 - ②16時15分に日中一時支援事業所に到着。16時15分～17時30分まで日中一時支援事業所で支援
 - ③17時30分に日中一時支援事業所を出発。17時45分に利用者の自宅へ送迎車で送り届ける
- また、①～③の場合における、「本体報酬の算定時間」及び「送迎時間の算定可能な回数」はどのようになりますか。

- A (1) 日中一時支援事業所への送迎については、移動支援事業を利用することはできません。
- (2) 「本体報酬の算定時間」は、(2)の16時15分～17時30分までの1時間15分となります。送迎に関する対応は「送迎加算」で評価するため、送迎に関する①及び③の対応を除いた時間が本体報酬算定の時間となります。

また、「送迎加算の算定可能な回数」は往路1回、復路1回となります。送迎加算の対象となる送迎については自宅(障害児においては学校も含む)への送迎が原則につき、①は送迎場所が「生活介護事業所」のため送迎加算の対象とはなりません。今回の事例の場合は③の日中一時支援事業所から自宅までの復路1回のみ算定が可能です(①は送迎加算の対象とはなりませんが、私的契約等により対応することを妨げるものではありません)。

Q8 待機時間を日中一時支援で過ごすことについて

学校等から事業所に到着後、障害児通所支援や行動援護の開始まで、または障害児通所支援や行動援護の終了から自宅への送迎開始まで、少し時間が空きます。この待機時間について、同一敷地内にある日中一時支援事業所で過ごした場合、日中一時支援の利用として請求できますか。

- A 上記Q5に該当しないような単なる待機時間については、日中一時支援として利用できません。その理由は、下記のとおりです。
- 障害児通所支援の報酬は待機時間も含め、一日単位で算定されるため。
 - 日中一時支援事業の目的・内容はP3の1に記載したとおりであり、同一敷地内における障害児通所支援等によるサービスを補完するものではないため。
 - 障害児通所支援のみを実施している事業所は待機時間を含めて報酬を得ているのに、日中一時支援も実施している事業所は待機時間分の報酬を別に得られることになり、同一事業の実施に対して得られる報酬に不当な差が生じることとなるため。
- ただし、上記Q5に記載のとおり、家族の就労等、真にやむを得ない事情があると認められる場合については「待機時間」とはみなさず、必要な見守り・預かりの時間として日中一時支援の利用が可能です(例：放課後等デイサービスは17時までだが、保護者の就労により、18時までには預かりが必要な場合や、学校終了後、通っている放課後等デイサービスの開始時間まで1時間程度の時間が空くが、保護者が就労しており家で過ごすことができないため、他の日中一時支援事業所で預かりを実施した場合など)。
- なお、この場合も、Q5と同様、日中一時支援事業所との契約以外に、放課後等デイサービス事業所との契約が必要となるほか、それぞれについて計画の立案が必要で

Q9 自宅以外の場所を送迎の起点とすること・障害児通所支援事業所を送迎先とすることについて

- (1) 養護学校が終了した夕方から、日中一時支援を利用したいのですが、両親が就労して学校から事業所に送っていきません。何か方法はありますか。
- (2) 未就学児の子どもがいます。いつも午前中は祖父母に預かってもらい、午後から日中一時支援を利用しますが、祖父母の家を送迎の起点とすることは可能でしょうか。
- (3) 日中一時支援の利用後に、別の事業所で障害児通所支援を利用する場合、日中一時支援の事業所から障害児通所支援の事業所まで送迎を受けることは可能ですか。

- A (1) この場合は、学校を起点に日中一時支援事業所の送迎を受けることが可能です。その他、幼稚園（保育所）等の所属機関を起点に送迎を受けることは可能ですが、送迎の算定は1日2回（往路1回、復路1回）までです。
- (2) この場合は、祖父母による送迎が困難な場合に限り、祖父母の家を起点に日中一時支援事業所の送迎を受けることが可能です。なお、送迎の算定は1日2回（往路1回、復路1回）までです。
- (3) 送迎加算を算定できる送迎先は、自宅か学校が原則です。障害児通所支援事業所への送迎は送迎加算の対象とはなりません。私的契約等により対応することを妨げるものではありません。

Q10 保育所（園）、児童保育センターと日中一時支援の利用について

現在、両親の就労のため保育所（園）、児童保育センターを利用しています。併せて、日中一時支援も利用したいと考えているのですが、受けることはできますか。

- A 原則、利用できません。保育所、児童保育センターは主に保護者が家庭にいない児童に対して、保護者が不在の間に適切な遊びや生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図る保育事業となります。また、日中一時支援は障害者（児）に日中活動の場を提供することにより見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うものであり、家族の就労や一時的な休息を得ることが目的となる事業です。
- 以上の点から、利用目的や用途に合わせて児童保育センターか日中一時支援の利用となります。
- なお、両親の就労等やむを得ない事情がある場合であって、保育所・児童保育センターの開設時間外や、日曜・祝日も預かりが必要な場合は日中一時支援を利用することができます。

Q11 登校時間中の日中一時支援の利用について

登校しづりがあります。いつもは学校終了後に日中一時支援を利用していますが、両親共に就労のため在宅していないので代わりに日中一時支援を利用することはできますか。

- A 原則、利用できません。日中一時支援は障害者（児）に日中活動の場を提供するものです。よって、登校時間帯の日中活動の場は学校になるため利用することはできません。
- ただし、事情がある場合はご相談ください。
- 土日祝日・学校の休校や長期休み（春・夏・冬休み）は午前中から利用することができます。

Q12 長期休み中の日中一時支援の利用について

両親とも就労により日中は在宅しておらず、長期休み中は両親の就労の時間に合わせ日中一時支援を利用したいのですが、受けることはできますか。

- A 午前中から利用することができます。また、支給基準量：10日/月を超えて利用する場合は、両親の就労証明書及び地域生活支援事業臨時支給変更申請書の提出が必要となりますので、申請時窓口等でご相談ください。

Q13 「日常生活訓練～個別訓練計画」を立案していない場合の日中一時支援の利用について

いつも短時間利用が多い、介護者の体調等により急遽の利用が多い対象者に「日常生活訓練～個別訓練計画」の立案をしていない場合、日中一時支援を利用することはできますか。

A 利用できます。日中一時支援事業は障害者（児）に日中活動の場を提供し、見守り等を行うとともに、障害者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息を得ることが目的の事業です。ただし、Ⅱ型での算定となります。

※ このQ&Aは、令和3年4月1日現在の日中一時支援事業の考え方をまとめたものです。今後の障害福祉サービス内容の変更や地域における事業の必要性の有無等で変更することがあります。



7. 日常生活訓練～個別訓練計画（参考様式）

帯広市：日中一時支援事業 日常生活訓練～個別訓練計画			
作成日： 年 月 日			
受給者番号		区分	
支給決定障害者(児)氏名			
障害手帳	身体 種 級	知的 A ・ B	精神 1級・2級・3級 ()
その他の障害状況			
1 計画内容			
障害の特性・ 内容	遊び 学習（趣味）		
	コミュニケーション		
	日常生活の力 （食事・着替え 排泄・移動等）		
	苦手なこと		
	その他の障害特性		
目 標		具体的な支援	
利用サービス確認	送迎（有・無）、食事提供（有・無） 入浴（有・無）		
年 月 日			
計画作成者： 利用者（保護者）同意： （自署）			

2 評価事項	
第1四半期（ 月～ 月）	
項目	内容
サービス利用中の様子	
目標に対する評価	
目標の変更	有 ・ 無
<p style="text-align: center;">年 月 日 利用者（保護者）同意： （自署）</p>	
第2四半期（ 月～ 月）	
項目	内容
サービス利用中の様子	
目標に対する評価	
目標の変更	有 ・ 無
<p style="text-align: center;">年 月 日 利用者（保護者）同意： （自署）</p>	

8. 日中一時支援事業費用額単価表等

1) 日中一時支援事業費用額単価表（単価は別紙記載例参照）

(1) 障害児

	適 用
区分1	身体障害者児（3級以下）、児童相談所の意見書等により本事業の利用の必要性が認められる児童、精神保健福祉手帳（3級）所持者又は同等と認められる者
区分2	身体障害者児（2級）、知的障害者児（療育手帳B判定）、精神保健福祉手帳（2級）所持者
区分3	身体障害者児（1級）、知的障害者児（療育手帳A判定）、精神保健福祉手帳（1級）所持者
区分4	区分3に該当するものであって、更に医療的ケアが必要な者。

(2) 障害者

	適 用
区分1	法第21条第1項に基づく障害支援区分の認定で区分1の者、身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳所持者であって、障害支援区分未認定者
区分2	法第21条第1項に基づく障害支援区分2及び区分3の者
区分3	法第21条第1項に基づく障害支援区分4の者
区分4	法第21条第1項に基づく障害支援区分5及び区分6の者
区分5	法第21条第1項に基づく障害支援区分5及び区分6の者であって、更に医療的ケアが必要な者

2) 利用量

所要時間	2時間未満	0.25日
	2時間以上4時間未満	0.5日
	4時間以上6時間未満	0.75日
	6時間以上	1日

3) 加算

低所得者の食事提供体制加算	420円/日
入浴加算	400円/日
送迎加算	540円/片道

4) 様式等

- ① 地域生活支援事業給付費 明細書
- ② 日中一時支援事業サービス提供実績記録票
- ③ 地域生活支援事業給付費 請求書

※ 次ページからの記載例をご参照ください。



地域生活支援事業給付費 明細書

(移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業)

3 年 2 月分

受給者証番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5
支給決定障害者等氏名	帯広 太郎
支給決定に係る障害児氏名	

事業所番号	0 1 0 0 0 0 0 0 0 0
事業者及びその事業所の名称	帯広ヘルパー株式会社 〇〇〇事業所

費用の額計算欄	サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
	日中一時支援(2時間未満)	2,670	1	2,670	
	日中一時支援(4時間～6時間未満)	5,790	1	5,790	
	日中一時支援(6時間～8時間未満)	7,540	1	7,540	
	食事提供体制加算	420	3	1,260	
	費用額の合計				17,260

利用者負担額等計算欄	利用者負担額等の内訳		当月算定額	
	利用者負担上限月額		0	②
	他のサービスに係る利用者負担額内訳	サービス名及び金額 ・地域生活支援事業(移動・日中・訪問入浴) _____円A ・国の障害福祉サービス(居宅・重度訪問・生活介護・児童デイ短期入所・GH・CH・通所・その他 _____) _____円B	0	③
	徴収可能額		0	④(②-③) 負の値の場合は0円
	利用者負担割合 10%・5% (該当を○で囲む) による負担額		1,726	⑤(①×負担割合)
	決定利用者負担額		0	⑥(④⑤の内少ない方の額)

受給者証記載の上限額を記載

把握している場合は記載

請求額 ①-⑥ 17,260 円

様式第14号の2

3年 2月分

日中一時支援事業サービス提供実績記録票

受給者証番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5	支給決定障害者等氏名 (児童氏名)	帯広 太郎	事業所番号					
障害種別	児童	区分	区分 2	0 1 0	0 0 0 0 0 0 0 0	事業者及びその事業所 帯広ヘルパー株式会社 000事業所			
契約支給量	10 日/月								

日付	曜日	サービス提供 計画				サービス提供 実績					算定日数	I型 II型 区分	提供者印	利用者 確認印
		計画日数	食事提供	入浴	送迎	開始時間	終了時間	食事提供	入浴	送迎				
1	月	1	1			11:00	12:00	1			0.25	I	印	印
2	火	1	1			11:00	15:00	1			0.75	I	印	印
3	水	1	1			11:00	17:00	1			1	I	印	印

・ I 型（見守り及び日常生活訓練を実施）

単価/日	区 分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
1 時間未満	1,230 円	1,330 円	1,450 円	1,900 円
2 時間未満	2,470 円	2,670 円	2,900 円	3,800 円
4 時間未満	3,460 円	3,740 円	4,060 円	5,320 円
4 時間～6 時間未満	5,330 円	5,790 円	6,270 円	8,360 円
6 時間～8 時間未満	6,940 円	7,540 円	8,140 円	10,680 円
8 時間以上	7,630 円	8,280 円	8,960 円	12,160 円

・ II 型（見守りのみを実施）

単価/日	区 分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
1 時間未満	440 円	740 円	830 円	1,900 円
2 時間未満	880 円	1,480 円	1,660 円	3,800 円
4 時間未満	1,320 円	2,220 円	2,490 円	5,320 円
4 時間～6 時間未満	2,060 円	3,490 円	3,890 円	8,360 円
6 時間～8 時間未満	3,090 円	5,240 円	5,850 円	10,680 円
8 時間以上	3,400 円	5,750 円	6,430 円	12,160 円

・ 加算

食事提供体制加算	420円/回
入浴加算	400円/回
送迎加算	540円/回

※計算例※

区分2、食事提供体制加算有、I型、自己負担無し11:00～15:00（4時間/日）、1ヶ月5日実施した場合
 →5,790円×5日=28,950円
 420円×5回=2,100円

市町村請求額：31,050円

合計	3	3			3		2.00		
----	---	---	--	--	---	--	------	--	--

1	枚中	1	枚目
---	----	---	----

様式第14号の2

3年 2月分

日中一時支援事業サービス提供実績記録票

受給者証番号	0000012345	支給決定障害者等氏名 (児童氏名)	帯広 太郎	事業所番号								
障害種別	精神		区分	区分 2	事業者及びその事業所		帯広ヘルパー株式会社 000事業所					
契約支給量	10 日/月											

日付	曜日	サービス提供 計画				サービス提供 実績					算定日数	I型 II型 区分	提供者印	利用者印
		計画日数	食事提供	入浴	送迎	開始時間	終了時間	食事提供	入浴	送迎				
1	月	1	1			11:00	12:00	1			0.25	I	印	印
2	火	1	1			11:00	15:00	1			0.75	I	印	印
3	水	1	1			11:00	17:00	1			1	I	印	印

・ I 型 (見守り及び日常生活訓練を実施)

単価/日	区分				
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
1 時間未満	1,230 円	1,330 円	1,400 円	1,450 円	2,300 円
2 時間未満	2,470 円	2,670 円	2,800 円	2,900 円	4,600 円
4 時間未満	3,460 円	3,740 円	3,920 円	4,060 円	6,440 円
4 時間～6 時間未満	5,330 円	5,790 円	6,030 円	6,270 円	10,120 円
6 時間～8 時間未満	6,940 円	7,540 円	7,840 円	8,140 円	12,880 円
8 時間以上	7,630 円	8,280 円	8,620 円	8,960 円	14,720 円

・ II 型 (見守りのみを実施)

単価/日	区分				
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
1 時間未満	440 円	740 円	790 円	830 円	2,300 円
2 時間未満	880 円	1,480 円	1,580 円	1,660 円	4,600 円
4 時間未満	1,320 円	2,220 円	2,370 円	2,490 円	6,440 円
4 時間～6 時間未満	2,060 円	3,490 円	3,690 円	3,890 円	10,120 円
6 時間～8 時間未満	3,090 円	5,240 円	5,540 円	5,850 円	12,880 円
8 時間以上	3,400 円	5,750 円	6,090 円	6,430 円	14,720 円

・ 加算

食事提供体制加算 420円/回
 入浴加算 400円/回
 送迎加算 540円/回

※計算例※

区分2、食事提供体制加算有、I型、自己負担無し11:00～15:00 (4時間/日)、1ヶ月5日実施した場合
 $5,790円 \times 5日 = 28,950円$
 $420円 \times 5回 = 2,100円$

市町村請求額: 31,050円

合計	3	3						3			2.00			
----	---	---	--	--	--	--	--	---	--	--	------	--	--	--

1	枚中	1	枚目
---	----	---	----

地域生活支援事業給付費 請求書

((障害者) ・ 児童) 該当を○で囲む 区分ごとに別葉

帯広市長 様

請求金額	十億			百万		1	千	7	2	6	円	0
------	----	--	--	----	--	---	---	---	---	---	---	---

内 訳			3	年		2	月分	事業名のいずれかにチェックし、件数、金額を記入。					
	請求事業名							明細書件数	金 額				
	<input type="checkbox"/> 移動支援事業												
	<input checked="" type="checkbox"/> 日中一時支援事業							1	17,260				
	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業												
合 計													

上記のとおり請求します。

3年 3月10日

事業所番号	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請求事業者	住 所 (所在地)	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地									
	電話番号	0155-65-4147									
	名 称	帯広ヘルパー株式会社									
	職・氏名	代表取締役 十勝 一郎									

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀 行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 信用組合		店									
預金種目	普通 ・ 当座					口座番号						
フリガナ	振込を希望する口座の情報を記載してください。											
口座名義												